




事務局長	次長	次長	作成者	起案日 3年8月23日
				決裁日 3年8月26日

農業委員会令和3年7月総会

開催日時 令和3年7月21日 午後1時30分～  
 開催場所 守口市役所6階 教育委員会会議室  
 出席委員 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③石田 卓三  
 ④大倉 利文 ⑤大西 庄治 ⑥木村 剛久  
 ⑦久保田 哲夫 ⑧砂口 勝紀 ⑨辻本 恵美子  
 ⑩辻本 卓郎 ⑪中東 郷美 ⑫橋本 徹  
 ⑬山崎 勝彦

事務局 阪本、松前、柴崎、中道

閉会時間 午後3時10分

西口会長 それでは予定の時間より若干早いですが、皆さん方、お集まりいただきましたので、これから守口市農業委員会総会を始めたいと思います。

まん延防止等の重点措置が発出されている中、この農業委員会総会に、皆さん、出席いただきまして、非常にありがとうございます。お礼申し上げたいと思います。

直近の国の動きといいますかね、農水省の動きがかなり激しくなっております。その1つは、この19日に、農水省のほうは、食品廃棄物の再利用、食品ごみのエネルギーを利用しましょうというような形で、今までやっておりました焼却、埋め立てをできるだけ削減して、基本方針のほうも見直しを進めております。この20日になりまして、食料・農業・農村基本計画の提起、もう既に提起しているわけですが、新たな国民運動として食から日本を考えましょうというようなことで、ニッポンフードシフトということで、日本の食べ物を考えて変えていきたいと思いますというようなことで、いろいろ発表を、この20日にやっております。これはもう、官だけではなしに官民共同でやっていきたいと思いますというようなことで、農業

農村の在り方の議論から始めて、今まで消費者と生産者の距離をできるだけ縮めていきたいと思いますというように、いろいろな運動を積極的に進めておりました。ということで、やっぱり農業理解を進めようということで、公式のサイトも、この20日に開いてやっておるそうです。

あとは北河内管内、北河内管内もコロナが発生して大変なんですけども、それぞれ農業関係の動きを紹介しますと、交野市も農業振興基本計画、似たような計画をつくっております。それで、その中で、特産物を作ろうということで、ご存じの方が多いと思いますけども、珍しい赤い皮のじゃがいも、レッドムーンと言うんですかね、切ってみたら中がちょっと黄色い、オーク系統なんで、収穫は多いということで、レッドムーンを売るんじゃないしに、交野ルビーというような名前で、交野の特産は交野ルビー、それを売りましょうということで展開しています。

もう一つは、事務局から配っていただいた「中部普及だより」ですね、枚方産たまねぎの取組についてです。これは、枚方市と枚方市農業委員会、JA北河内、それで府中部農と緑の総合事務所、6つの団体で、枚方の農振協をつくっております。その中で、特産を作りましょうということで、たまねぎを選定して、枚方のたまねぎを売り出そうということで、いろいろ事業展開しております。また時間、後でご覧いただくと、ありがたいと思います。

ということで、いろいろ大変な中、こうして集まっていたきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和3年7月農業委員会総会を開催いたします。

初めに、いつもながらコロナの関係ありますので、農業委員会の憲章、黙読をお願いいたします。これは行ってまへんな。ということで、もう既に、頭の中でご承知やと思いますので、黙読したつもりで、始めていきたいと思います。

それでは、欠席委員の報告を事務局からお願い申し上げたいと思います。事務局、お願いします。

事務局 ご報告申し上げます。本日、欠席届の出ている委員は、山田委員でございます。

したがって、現在の出席委員数は13名でございます。  
以上、報告を終わります。

西口会長 ありがとうございます。定足数は超えております。よって、会議は

成立いたします。

本日の署名委員は、久保田委員と砂口委員でございます。よろしくお願い申し上げます。

いつもながら申し上げています、発言に際しまして、挙手お願いいたします。私より指名をさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

報告第2号、事務局より説明をお願いいたします。  
お願いします。

事務局 それでは、報告第2号（番号1）「租税特別措置法第7条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明の発行について」、ご説明させていただきます。

この証明は、農地等を相続等により取得した人が、相続税の納税猶予の特例を受ける場合、被相続人及び相続人が適格要件に該当する旨の証明書でございます。

令和3年5月14日に、[REDACTED]の相続人 [REDACTED]様より、当該証明書の発行依頼がありました。

被相続人は、[REDACTED]様で、特例適用農地の所在は、大久保町 [REDACTED]をはじめ、[REDACTED]の耕作農地面積 合計 [REDACTED]でございます。

5月20日、西口会長をはじめ事務局も同行の上、願出人の立会いのもと、現地調査を行い、会長専決にて5月26日に証明書の発行を行いましたことのご報告でございます。

続きまして、(番号2)をご覧ください。

令和3年6月14日に、[REDACTED]様より、当該証明書の発行依頼がございました。

被相続人は、[REDACTED]様で、特例適用農地の所在は、八雲北町 [REDACTED]の耕作面積 [REDACTED]m<sup>2</sup>です。

7月12日に、西口会長をはじめ地元担当委員の大西委員と事務局、そして願出人の立会いのもと、現地確認を行い、会長専決にて7月20日に証明書の発行を行いましたことのご報告です。

以上、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

西口会長 事務局からの説明が終わりました。関連の質問がございましたら、どうぞ挙手をいただきたいと思います。

よろしいですかね。ないようでございますので、次に参ります。

2の報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を求めます。

お願いします。

事務局 それでは、報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、ご参照願います。

番号1についてでございますが、令和3年4月13日に、  
様より届出がございました。

土地の所在地は、菊水通 面積が m<sup>2</sup>、地目は です。現況は、雑種地となっております。

本件につきましては、もともと生産緑地ではありましたが、既に3月3日付で、生産緑地から解除されており、このたびの4条申請に至りました。よって、現状の取り扱いは、通常の農地と変わりなく、市街化区域内にあることから、「農地法関係事務処理に係る処理基準」第6号の3(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題はございません。

なお、5月10日に、西口会長、田中職務代理者、地区担当の木村委員、申請者立会人、代理人の前田登記測量事務所の 氏と事務局立会いのもと、現地確認を行い、6月10日付で受理通知書の発行をいたしましたことのご報告です。

続きまして、番号2について、ご説明いたします。

令和3年5月19日に、さんより届出がございました。

土地の所在地は、浜町 番、面積が 地目は です。現況は、宅地となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあることから、受理については問題はございません。

なお、6月10日に、西口会長、地区担当の木村委員、申請者立会人の藤原登記測量事務所の 氏と事務局立会いのもと、現地調査を行い、今後、何かあった場合は申出人で対処するという理由書を提出していただいております。

6月10日付で、受理通知書の発行をいたしましたことのご報告でございます。

最後に、番号3についてご説明申し上げます。

令和3年6月29日に、様、様より届出がございました。

土地の所在地は、東之町 面積が m<sup>2</sup>、地目は です。現況は、宅地となっております。

本件につきましても市街化区域内であることから、受理については問題はございません。

なお、7月12日に、西口会長、地区担当の木村委員、申請者立会人の前田登記測量事務所の■■■■氏と事務局立会いのもと、現地確認を行い、今後、何かあった場合には、申出人で対処するとの理由書をいただいております。

7月12日付で、受理通知書の発行をいたしましたことのご報告でございます。

以上です。

西口会長 ありがとうございます。

以上、報告第3号の番号1から3の説明が終わりました。ご意見、ご質問の前に、地区担当委員として、この3件とも立会いをいただきました木村委員より報告をお願いいたします。

木村委員 ただいまの3件ですけれども、まず番号1の場合は資材置き場として、特に問題はないということを報告いたします。2番、3番につきましては、住宅用地の転用、無断転用ということで、地目を変えるということでしたので、周りにも何も問題がなかったもので、ここにご報告申し上げます。

西口会長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたら、よろしくをお願いいたします。

砂口委員 1番の説明の中で、生産緑地の解除と言われましたが、それはどのようにして。

西口会長 事務局、お願いいたします。

事務局 以前に、こちらの不動産のほうに関しましては、■■■■様の配偶者の方がお亡くなりになりまして、市に買取申出をされました。そして市のほうの買取が不調に終わり、その後、農業委員会のほうに農地としてのあっせん依頼がございました。そして、こちらの農業委員会のほうからですね、JAのほうに、あっせんを依頼したところ、それもまた不調に終わりましたので、あと都計審で審議した結果、生産緑地が3月3日で解除されたと報告を受けました。

先ほど申し上げましたとおり、そのような順序を経れば、普通の農地と変わりなく農地転用ができるということの確認をした上で、このたびの農地転用、4条申請でさせていただいた次第です。

以上です。

砂口委員 ということは、3月31日以降に資材置き場にされていたという理解でよろしいですね。

木村委員 これからするということで申請がありました。

西口会長 ほか、どなたかございませんか。ないようでございますので、次に進めたいと思います。

それでは、報告事項に参りまして、「(1) 大阪エコ農産物の令和3年7月申請について」、事務局より説明を求めます。

お願いします。

事務局 これは、毎年行われます大阪エコ農産物に伴う令和3年7月申請の受付を、JA庭窪支店で去る7月7日に開催した報告でございます。

申請件数は、個人のみ9件でした。申請作物は、全て大根で9品、そして申請面積は合計12アールでございました。

以上です。

西口会長 説明が終わりました。続いて、「(2) 特定生産緑地の指定申請最終状況について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局、どうぞ。

事務局 それでは、特定生産緑地の指定申請最終状況について、説明いたします。

この件につきましては、生産緑地担当課の都市交通・計画課より最終状況を確認させていただきましたことを、まず報告させていただきます。

令和4年の特定生産緑地指定の対象が全部で49世帯ということで、その49世帯に対して文書を送付したところ、45の世帯がこの指定登録の意向があり、そのうちの相談、または文書の提出済み世帯は40世帯でございます。5世帯は、その45のうち5世帯は、まだ書類は提出されていないということでございまして、残りの4世帯は特定生産緑地の意向はないということで、全て49件ということになっております。

以上でございます。

西口会長 事務局、ありがとうございました。あと、あのイベントのあれ、続いてやっていただけますかね。

石田委員 ごめんなさい、その前に。今の特定生産緑地の申請状況、今、事務局から教えてくれはってんけども、特定生産緑地の前の生産緑地の守口市内の総面積あるやろう。その総面積のうち、世帯数で言ったら40世帯が終わって、5世帯が未定やと。そやけども、1件はもうせえへんということやねんけどもな、その面積別でいったら、どれだけの、今現在、生産緑地があって、特定生産緑地に移行する面積がな、全体で何㎡、何㎡というか何アールという言い方が正しいか分からへんけども、それは分かる。

事務局 それは数、この世帯の分しか今のところ聞いていませんので、全てで、1世帯でも何筆持っているというのもありますので。

石田委員 いやいや、それは分かっているねんけど。

事務局 その数字自体は、まだこちらのほうでは聞いてはいないんですね。

石田委員 ああ、そうですか。また、機会があれば、次回でもまたご報告いただけますか。

事務局 分かりました。

西口会長 それじゃあ、事務局、後ほどまた、よろしくお願ひします。  
ほか、ございませんか。ないようでございましたら、あとイベント等の説明、事務局からよろしくお願ひします。  
事務局、どうぞ。

事務局 守口市で農業に関わるイベントなんですけど、今年度につきましては、農産物品評会と守口大根長さコンクールにつきましては、12月にJA主催の農業まつりの中で、やらせていただいているんですけども、今、・・・JAさんのほうと、昨日もブロック長のほうと話をさせていただいて、農業まつりはやるという方向では進んでいるとは聞いているんですけども、それをまた、どのような形でというのも、また決まってくると思うということなので、その辺も踏まえながら、分かり次第、すぐに報告させていただこうというような状況でございます。

それで、守口大根長さコンクールにつきましては、今のところ、9月に種の配布をするんですけども、来年、1月にコンクールがございます

ので、その辺も、市のイベントの状況の中で、やってもいいか、いけないかという、これ、また、まん延防止措置とか緊急事態宣言によって決まってくるので、できれば9月には、配付の時期までにはちょっと市のほうで決定をいただくかなという状況なんで、8月の委員会では一定の方向性は示せるかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

西口会長 あと、守口大根の圃場の関係は。

事務局 そうですね、これは、守口大根の圃場が、都市農業研究会の木村会長のほうで、守口大根を栽培して、普及に努めていただいていると聞いているんですけども、その守口大根の圃場をですね、毎年7月の終わりから8月にかけて、ユンボ作業と耕運機をかける作業を、土を起こしてやっているんですけど、それを、ぎりぎりなんですけど、7月の26日の月曜日の午前9時半からやるということ、ちょっと会長のほうから聞いていますので、まず会長のほうからお願いいたします。

木村委員 木村です。毎年、この暑い時期ですけれども、皆さんの力をお借りして、守口大根の圃場を整備させていただいております。26日、月曜日、朝、今ご案内ありましたように、9時半から庭窪小学校の裏の圃場で、草刈り、また土の起こし、また畝のタンカン等の整備をしたいなと思っていますので、またお時間ありましたらお力をお貸しいただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

西口会長 そしたら、イベント関連で、どなたかご意見、質問がありましたらお受けしたいと思っておりますけども。

皆さん、一緒やと思いますけど、品評会、それで守口大根の長さコンクール、決まり次第、できるだけ早くっておっしゃっていただいたので、それで我々、安心しとるんですけども、極力早く分かるようをお願い申し上げたいと思います。

事務局 分かりました。

西口会長 みんな段取りがあるもので、もう既に守口大根、圃場整備のほうでもうね、暑い中、こないだもやっていただいていますし、進む方向で前向きに動いてくれてはるのは理解できるんで、はっきりと品評



会実施します、コンクールもやりますとか、その辺の方向づけ、早くいただければありがたいと・・・

何か皆さん方、ご意見ありますか。

木村委員 今、品評会の件ですけど、JAの農業まつりですけれども、一応、先日会議があって、日にちが12月の11日の土曜日というのを予定しているということですので、品評会もその日に合わすかどうかというのを、また今後の協議していただけたらなと思います。12月の11日ということです。

事務局 ありがとうございます。

辻本(恵)委員 場所は。

木村委員 カナディアンスクエア、京阪百貨店の前です。

西口会長 ほかはございませんか。事務局、追加、何か。

事務局 前回の総会で、委員よりご質問のありました農地法第3条の事案について説明させていただきます。

どういった事案だったかと申し上げますと、4月にあった案件としましては、農地の売買についての案件があったときに第三者に貸借、貸すですね、お貸しするのを目的として売買をするというのは、この3条の趣旨から許可ができる案件なのかどうかという質問をいただきまして、それに対してご説明申し上げます。

まず結論から申し上げますと、第三者に貸すというのを目的として農地を買うという行為につきましては、不許可事案ではないかと考えております。といいますのも、やはり農地法第3条というのは農地を耕作するために、その売買であったり、さまざまな権利の設定、移転を行うために許可制度というのが設けられているということとですね、第3条第2項第1号、全部効率利用要件ということとですね、その農地の売買をした後に、その農地について全て効率的に利用、つまり耕作をするかどうかということと、合致しないというところで、貸すために売買をするというのは許可できない案件のかなと思われるます。

以上です。

石田委員 それ、今の説明でよく分かるんやけどもな、購入してからな、どの

ぐらいの期間があったら貸すことができると言ったらおかしいけど、罰則規定とかそんな何もないやろう。今、購入するに当たってな、自分の持っている土地も含めて、全ての農地を効率的に耕作することができるというのが条件なわけやんか、購入するためのな。ところが、何年か、何カ月か後にな、それを貸してしまうと。買ったときは条件整ったけども、すぐにその条件を破ると言ったら変な言い方やけど、違反する、した場合にな、当然、罰則はないと思うねんけど、そんな期間とかも何かあるんか、それはないんか。もう個人のどういの、良心に任すということ。

事務局 一応ですね、原因は必要なんですけど、許可の申請を出したときは、自分で耕作をすと言っていて、許可が下りて、そこからどれだけの期間が空いたら貸すことができるかというのは、当然、3条の許可を出すときは、自分でやりますと言っていて、許可が下りたらすぐ貸しますというのは、正直なところ、いかがなものなのかなというところはあるんですが、そういうときに、それによって3条許可を取り消すであったりとかですね、その後の人に貸すときの3条の許可であったりとか、新しくできた都市農地貸借円滑化に関する法律ですね、あれによる貸借の許可であったりとか、それを、それによって不許可にするということはちょっとできないのかなと。そこは、委員さん、おっしゃるとおりかなと思います。

ただ、一応、大阪府が発出しています農地法関係事務処理の手引きにおいては、3条で取得した農地については3年3耕作の取り扱いというのをを行うとして、それをせずに貸すとなると、やはり一定のその事情ですね、例えば身体的に耕作が難しくなったとか、住所地の問題とかもあると思うんですが、そういった事情を鑑みて総合的に判断すべき問題だというふうには書かれておりますので、そのあたりを考慮した上でですね、総合的に検討することにはなるかなと思います。

橋本委員 いろんな案件がいろいろあると思うんですが、農業委員会として、今の案件も込みで、どこまでの権限があるんですか。いろんなことをお聞きして、いろんな答えをいただくんですが、農業委員会としてだめと言えるような権限というのは、農業委員会にあるんですかね。申し訳ない、ちょっと私も新参者なので、どのぐらいかよく分からないんですが。どこまでを知るべきなのかというのもあるんですが、もうこれは会長とね、代理者に・・・なんですかね。

西口会長 事務局、よかったら。お願いします。

事務局 そうですね、正直、元の売買であったりとか、これから貸すという行為について、不許可にするとか、それはだめですねと言うところまでちょっと権限があるのかということ・・・

橋本委員 はっきり言ってください、あるかないか。

事務局 そうですね、ないと思います。

橋本委員 ないですよ、はい。

石田委員 え、ないかな、あるでしょう。

事務局 ただ、初めからそれが分かっている申請については不許可にはできる。

橋本委員 そうということですよ。だましにかかっている者まで、我々・・・するわけにはいけへんのでね。

事務局 そうですね、指導はできるんですが、それによって取り消しができるかとなると、そこまではないものかなと考えています。

橋本委員 農業委員会としての権限とか、農業委員会の発するものに対して、いろいろ議論するのもいいんですけど、我々に何の権限もないことをここで議論をしても仕方がないのかなとも思いますけど。きっちりと、農業委員会として何をすべきなのかということを確認に・・・会議を進めてもらわんことには、何の権限もないことに対して、我々がどうやこうや言ったところで、何も無いわけですよ。そやから、我々が決定下せることが何なのかというのを示して、ごめんなさい、私も勉強不足で、今いろいろ資料を読んでみとるんですけども、そういうところをはっきりしてもらわんことには、この農業委員会は何様やねんってなってきたてしまいますので。きちっと方向性をちゃんと見出していただきたいなと思いますけども。  
以上です。

西口会長 事務局、よろしいですか。明文化したやつを。

石田委員 今、答えるということ。

事務局 今、即答はちょっと。

橋本委員 別に答えなんて必要ないんですよ。

西口会長 できるんやったらお答えいただいて。

石田委員 イエスカノーか。

橋本委員 イエスカノーかというか。

石田委員 できる、できへん。

橋本委員 いろんな疑問があると思いますねんね。疑問の中で、何を、何のその答えをもらって、私たちが何の権限を発せられるんかということなんですよ。何の権限もないのに、ただ知りたいだけで、話を聞いているというだけの話であるのであれば、この今の、この会議で出すべきでないんです。

西口会長 事務局として、まずお願いします。

事務局 橋本委員がおっしゃるように、勉強のために、例えばそれを勉強会として。

橋本委員 そうそう、そう。そうです。勉強会ををはるって言ってはりましたやん。

事務局 勉強会として議論、この例えば、今のような形で報告はさせていただいて、大阪府の見解とか農業会議の見解とか、いろんなものを事務局として説明させていただいて、それに対してまだ疑義があるようでしたら、それに、例えばもう答えがないと、先ほどおっしゃったように3年3耕作とかいう話をしていても、そこに対して罰則規定がないというようなことであって、農業委員会としてそれに対して何か罰則を与えるとか、その3条申請のときと違うやないかというので何かができるというような問題であれば議論を、委員さん全てで、委員会の議案としては上げさせていただける問題かなとは思いますが、おっしゃるように、ちょっと答えがないことに関

しては勉強会という形でやっていただければ、事務局としても助かるかなというところはございます。

以上でございます。

西口会長 毎年ね、任期ごとに新しい農業委員さんは集まっていたいて、大阪府農業会議が勉強会を兼ねて、農業委員会の仕事はどんなもんやと、それで権限も含めてのそういう勉強会といいますか研修会があるんですけど、コロナの関係で、本当にみんな飛んでしまっているんです。申し訳ないです。

橋本委員 そうですよ。よく会長が「勉強会、勉強会」って言うてくれますので、そういうものには参加すべきやなと、いろいろと知識を持つべきやとは思っています。でも、いろんなことに対して、今のこの会議上で必要か必要でないことだけは、もうお二人に判断していただきまして進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

西口会長 ほかに何かご意見ありましたら、伺いたいと思いますけども。  
ないようでしたら、7月の農業委員会総会をこれで終わりたいと思います。  
最後に、職務代行の田中さんから、閉会の挨拶をお願いいたします。

田中職務代行 このところ、すごく猛暑で暑くなって、本当に昼下がりの13時過ぎの暑い中、どうもご苦労さまでした。  
このところ、緊急事態宣言とかコロナの、もう本当に政府とテレビのニュースとかで、もういろいろ何かどないなっているのかなと、2020のオリンピックも今日、明日ぐらいから、またいろいろと活動も、試合も入ってくると思うんですけど、そんな中で、また皆さんも、またワクチンとかそういうのも終えておられる方もいらっしゃると思うんですけど、安心せず、もう本当に体に気をつけて、猛暑の中おいでいただきたいと思います。また、来月、元気な顔でお会いしたいと思います。よろしくお願ひします。ご苦労さまでした。

事務局 次回の日程を書かせていただいているんですけど、今、職務代行が言っていたように、緊急事態宣言等がもし出るとか、まん延防止で、もうちょっと厳しめになったら、早めに各委員さんにお電話をさせていただいて対応させていただきます。それで、何も無い

場合は、もうこのまま8月19日ということで、よろしくお願いい  
たします。

守口市農業委員 署名委員

砂 口 勝 紀

久保田 哲 夫